

調 書 (成 立)

事件の表示 平成24年(家イ)第12345号 夫婦関係調整調停事件
期 日 平成24年11月1日 午前9時30分
場 所 新潟家庭裁判所
家事審判官 柳 都 範 哉
家事調停委員 白 山 重 男 , 川 岸 定 子
裁判所書記官 古 町 貴 緒

当事者等及びその出頭状況

本 籍 新潟県新潟市 区12345番地
住 所 新潟市 区 町1丁目1番1号
申立人 茂 木 花 菜 (出頭)
本 籍 新潟県新潟市 区12345番地
住 所 新潟市 区 町1丁目1番1号
相手方 茂 木 佳 治 (出頭)

立ち会った家庭裁判所調査官 関 屋 沙 穂

次の調停条項のとおり調停が成立した。

新潟家庭裁判所

裁判所書記官 古 町 貴 緒

調 停 条 項

- 1 申立人と相手方は、本日調停離婚する。
- 2 当事者間の長男幸来(平成18年4月2日生)の親権者を母である申立人と定め、今後同人において監護養育する。
- 3 相手方は、申立人に対し、前項記載の子の養育費として、平成24年11月から同人が満20歳に達する月まで、月額 万円を、毎月末日限り、第壱銀行本店の長男名義の普通預金口座(口座番号0123456)に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- 4 相手方は、申立人に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、 万円の支払義務

のあることを認め、これを平成24年12月17日限り、第壹銀行本店の申立人名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。

5 申立人は、相手方に対し、相手方が第2項記載の子と か月に 回程度面会することを認める。その具体的日時、場所、方法については、子の福祉を慎重に考慮して、当事者間で事前に協議して定める。

6 当事者双方は、本件離婚に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 調停費用は各自の負担とする。

以 上